

**実地指導結果**  
**サービス種別：就労継続支援A型**

平成31年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人 土佐あけぼの 会	香南市	みかんの丘あ けぼの	H30.12.5	なし		
社会福祉法人 一条協会	四万十市	四万十工房	H31.1.10	① 利用に係る契約をしたときは、受給者記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 ② 水害・土砂災害を想定した避難訓練を行うこと。 ③ 運営規程に不足する項目を追加し、変更から10日以内に知事に届け出ること。	①改善済 ②改善済 ③改善済	
有限会社和	四万十市	土佐しまんと 本舗	H30.11.16	① 運営規程に変更があった場合は10日以内に変更を知事に届け出ること。 ② 利用に係る契約をしたときは、受給者記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 ③ サービス提供実績記録票に利用者の自署又は押印により提供したサービスの確認を受けること。 ④ 法定代理受領で訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。 ⑤ 事故が発生した場合は「障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領」に基づき、速やかに県及び市町村に報告すること。 ⑥ 防災対策マニュアルに不足する項目があるため、社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づき防災対策マニュアルを策定し必要に応じて点検及び見直しを行うこと。 ⑦ 水害・土砂災害を想定した避難訓練を行うこと。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済 ⑤改善済 ⑥改善済 ⑦改善済	